

次期福祉保健システム（仮称）標準化移行等業務委託
落札者決定基準

令和８年８月

横浜市健康福祉局福祉保健課

1. 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、横浜市（以下「本市」という。）が「次期福祉保健システム（仮称）標準化移行等業務委託」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

2. 総則

システムの標準化については、令和3年の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行を契機とし、全国の自治体がほぼ同時期に移行を進める方針となっていることから、標準化移行に関する十分な実績を持つ事業者が少ない状況である。

このような状況下においても、適切な移行スケジュールを設定し、遅滞や問題が起こらないように移行準備を進めること、標準化移行後に適切な業務が行えるような安定したシステムとする必要があることから、十分な技術力を持った事業者を選定する必要がある。

このことから、本事業の受託者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格に加え、標準化移行に向けた事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

落札者は、本事業に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）において総合評価を実施し、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会において決定する。

3. 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価一般競争入札方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 技術点

提案評価表の各項目に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。技術点の満点は3,000点とする。

(2) 価格点

入札書様式に従い、入札書には、入札価格を記載すること。入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。価格点の満点は1,000点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

3(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の満点は4,000点（技術点3,000点＋価格点1,000点）とする。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 入札者の入札額が予定価格の110分の100を上回った場合の対応

入札者の入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上回った場合には、当該入札者を落札者とししない。

(6) 総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときの対応

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせるものとする。

(7) 失格事由

以下の条件に該当する場合は、「失格」とする。この場合、当該入札者の技術点及び価格点を評価せず、落札者とししない。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽又は法令に違反する内容が記載されているもの。

カ 仕様書に示す本市の要求に応じた提案がなされていないもの。

キ 本総合評価一般競争入札の公告を行った日から落札者決定の日までの間に、本総合評価一般競争入札に関してヒアリングなど選定手続きに定められている事項以外で業者選定委員会及び評価委員会の委員又は本件入札手続きに係る学識経験者と、本事業に関する情報の収集又は提供をする目的をもって接触した者。

ク 提案に関するヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）に出席しなかった者。

4. 技術点について

技術点は、提案評価表に基づき、評価委員会が提案書類及びヒアリングの内容を審査し、次により算出する。また、提案書類作成時には、提案書作成要領 1 に記載の「次期福祉保健システム（仮称）移行に対する観点」を踏まえた提案をすること。

(1) 技術点の配分

提案評価表の各評価項目に配分する得点は、次のように設定する。

No	評価項目	配点
1	実績	35
2	体制・計画	90
3	業務知識	210
4	企業としての取組	30
5	提案内容（システム導入方針）	360
6	提案内容（機能・非機能）	950
7	提案内容（重要評価項目）	570
8	役務要件	290
9	運用保守	370

10	ヒアリング・追加提案	95
	合計	3,000

(2) 各評価項目の評価点

A から E までの 5 段階評価とし、評価の目安は、次のとおりとする。

なお、項目の性質によっては、次の 5 段階以外の配点方法とする項目もある。

【評価の目安】

A	非常に優れている	配点×4/4 点
B	優れている	配点×3/4 点
C	普通（本市で想定する一般的な提案）	配点×2/4 点
D	劣っている	配点×1/4 点
E	非常に劣っている	0 点

(3) 技術点の算出

技術点は評価委員会の各委員の合計点の平均とする。

5. 価格点について

(1) 価格点の算出

価格点の算出は、次により算出する。

$$\text{価格点} = \text{配点 (1,000 点)} \times (\text{有効な最低入札価格}) \div (\text{当該入札者の入札価格})$$

(2) 対象費用について

入札価格には、契約期間中（契約締結から次期福祉保健システムへ移行後、提案事業者の想定する安定稼働支援期間を含んだ期間）に本事業で発生する一切の費用を盛り込むものとする。

以上